

第二十五回  
企画展

# 近世社会を創出した文書

# 検地帳

那智郡西納村清検地帳

徳島県西條郡

西納村

景

景下

景下

景下

知斗

知斗

八中

相名村

市書

日人

日人

日人

■期間 平成14年10月29日(火)  
~平成15年2月2日(日)

文化の森総合公園 徳島県立文書館



# 慶長9年検地帳は 天正17年検地帳を基に作成された

## 竹瀬村の二つの検地帳から

### 「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」の表紙

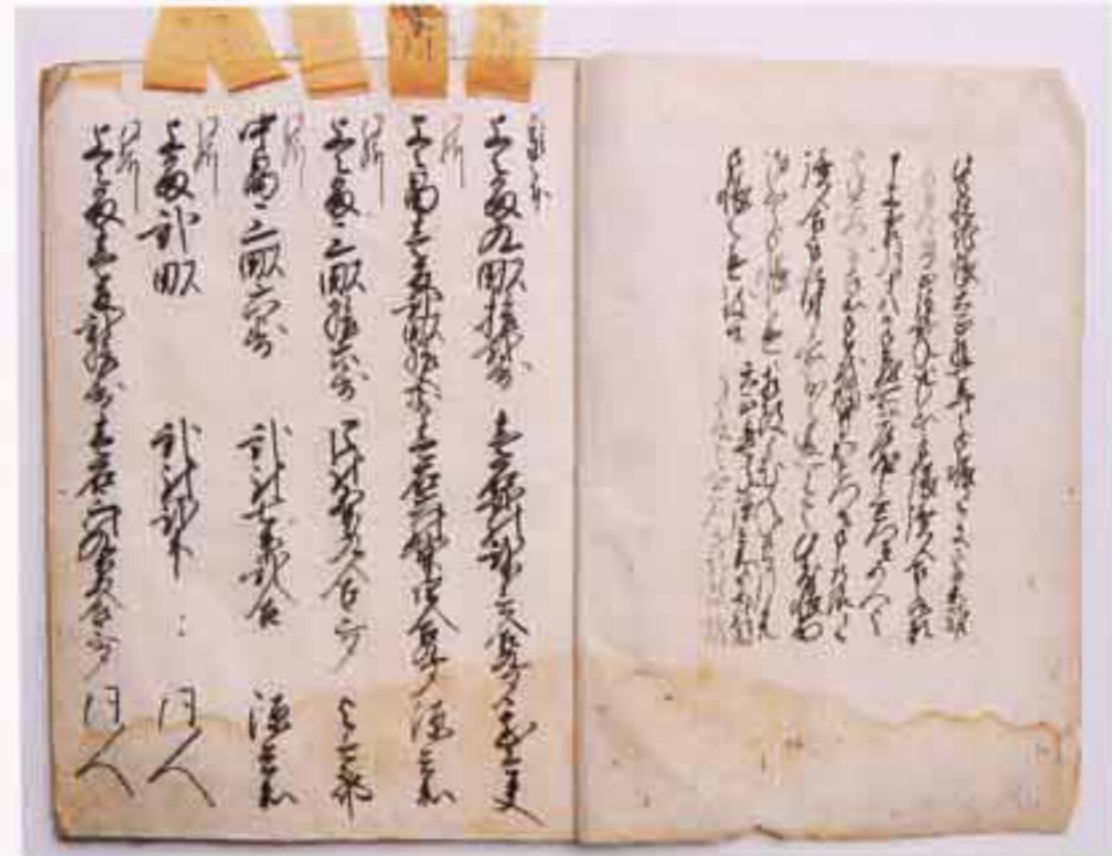


〔張紙〕  
「天正十七年御検地帳  
文字難相分り二付御山之  
御帳之通二相改候尤  
都而慶長九年御認替二相成候由」

### 「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」の表紙裏

〔表紙裏張紙〕

「此御検地帳天正拾七年之御帳ニ而文字等難  
相見二付正徳式年ニ御山之御帳読合之御願  
申上霜月十八日御藏所江庄屋与一右衛門並五人与  
与次右衛門被召出御下代稲井利右衛門殿御取添ニ而  
読合被仰付候所少々違有之此度帳面  
御山之御帳之通二相改候尤年月日共  
御帳之通致候 天正拾七年源兵衛五代目  
庄屋与一右衛門如斯改候」



泉之本 上々畠	九畝拾貳歩	壹石貳斗貳升壹合九勺	甚太夫
同所 上々畠	壹反貳畝拾五歩	壹石六斗貳升四合九勺	源兵衛
同所 上々畠	三畝拾六歩	四斗五升九合三勺	与次郎
同所 中畠	三畝六歩	貳斗七升貳合	源兵衛
同所 上畠	貳畝	貳斗貳升	同人
同所 上々畠	壹反貳拾歩	壹石三斗九升五合三勺	同人

### 「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」の末丁

同所 上畠	壹反六畝拾三歩	七石八斗七合六勺	源兵衛
同所 畠数合	貳拾貳町貳反三歩		
同所 高合	百五拾貳石九斗八升六合六勺		

慶長九歳 甲辰 霜月日

### 「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」の表紙に、「天正十七（一五八九）

年検地帳の文字がわかりにくいので、お城にある検地帳のとおり書き改めた。もともと、すべて慶長九（一六〇四）年と書き替えたところとある。」と張り紙がされている。さらに、その表紙裏に、「この御検地帳は天正十七年の御帳で、文字等が見えにくいので、……お城の御帳と読み合わせたところ、少々違いがあったので、この度、帳面はお城の御帳のとおり改めた。もともと年月日とも御帳のとおりにした。……」と張り紙がされている。奥書には「慶長九歳甲辰霜月日」と書かれているが、検地役人の名前はない。

また、「天正拾七年 板東郡之内竹瀬村御検地御帳」の表紙に張り紙があり、「この天正十七年の御帳は分かりにくいのでお城の御帳を拝借し写したのが別にあるので不用」と書かれている。つまり、村方の天正検地帳が使用に耐えなくなったので藩庫保管のものを写したというのである。この村方の天正十七年検地帳の奥書には、「十二月四日 益田新兵衛（花押）」と検地役人とおぼしき武士の名前と花押があり、表紙裏表紙を除く十四枚の紙に書かれており、それぞれの丁ごとの見開き継ぎ目には同じ墨印が押されている。この天正十七年の検地帳は村方にあった原本と思われる。

奥書に「慶長九歳甲辰霜月日」と書かれている「阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳」と「天正拾七年 板東郡之内竹瀬村御検地御帳」とを照合すると、記載順序が少し違う部分があるので地積と石高に若干の違いが認められるくらいで、名負人等は全く同じである。

以上のことから、竹瀬村の慶長九年検地帳は、天正検地帳に基づいて作成されたものである。同じような記録は、「阿波国名東郡北岩延村御検地帳写」（個人蔵）の奥書にも書かれている。しかも、徳島県下に現存する多数の慶長九年検地帳（写）に共通していることは、表題が「阿波国〇〇郡〇〇村御検地帳」のように阿波国の国名を冠し、奥書には「慶長九年甲辰霜月日 蜂須賀阿波守」あるいは「慶長九年甲辰霜月日」などとなっており、検地役人の署名・花押などは一切ない。これは、徳川家康の慶長九年御前帳徴収命令に対して、天正十七年検地帳を基に作成したためと思われる。

一方、現存の天正十七年検地帳（写）がいくつかあるが、すべて「〇〇郡〇〇村御検地帳」のように、阿波国名が冠せられず、郡名から書かれている。

なお、「天正拾七年 名東郡之内竹瀬村御検地御帳」の上部の墨で消されている所には、左のように土地の縦横の長さが書かれている。

同所	中ノ下 八間	壹反五畝六歩	八斗八升七合九勺	甚太夫
	五十七間			

※八間×五十七間＝四百五十六歩＝反五畝六歩



# ぐいあいさつ

徳島県文書館の企画展も、平成二年の開館以来、二十五回目を数えることとなりました。これも、ひとえに多くの県民の方々のご理解・ご支援の賜物と深く感謝しております。

今回は、現在も徳島県下各地にたくさん保存されている検地帳を題材に採り上げ、「近世社会を創出した文書 検地帳」と題して、検地帳の記載内容、検地の仕方、検地帳の果たした役割などについて、考えてみることにしました。

阿波国の表高は、十八万六千七百五十三石余ですが、これは、蜂須賀家政が天正十七（一五八九）年に行った検地で確定された村々の石高を集積したものであり、豊臣政権、さらには徳川幕府から認められたものであります。

検地は、検地役人が村々に出向いて、土地の面積を測り、田畠の善し悪しを考えて土地の等級を決め、石高を定め、その田畠の保有権を有している百姓の名前を検地帳に記載していく作業であります。この検地帳は、土地基本台帳として、筆写されたり、付箋が貼られたりしながら幕末・明治初めまで、大切に使用・保管されてきました。

私たちは、映画やテレビドラマから、ともすれば、検地役人が一方的に土地の面積を測り、等級を決め、石高を定めたように思いがちであります。農民側の意向も踏まえながら慎重に検地をしたようでもあります。

今回の企画展では、検地の実態をできるだけわかりやすく紹介したいと思えます。展示にあたり、貴重な史料を利用させていただきました秋本家、遠藤家、木内家、武田家、出原家、中財家、西野家、蜂須賀家、武藤家、小松島市、国立国文学研究資料館史料館、このほか、ご協力いただきました皆様方に心から御礼申し上げます。

平成十四年十月二十九日

徳島県立文書館 館長 佐々木 清克

## 検地帳とは

検地帳は、近世、幕府・大名が領地郷村の検地の結果を記録した土地台帳をいう。

この検地帳の形式・内容は、豊臣秀吉が行った太閤検地に始まる。秀吉は、一五八二（天正十）年から九八（慶長三）年まで全国に検地を行った。一間 $\parallel$ 六尺三寸、一反 $\parallel$ 三〇〇歩、田畠上・中・下・下々の四等級の石盛、京枘の使用など、統一した基準を用いて検地をした。この検地によつて、村高や知行の大きさを石高で表す石高制が確立し、全国の大名等の表高や百姓の土地保有が全国的に確定した。

阿波における本格的検地は一五八九（天正十七）年に始まる。

一五八八（天正十六）年、佐々木成政が秀吉の命令を無視し肥後で検地を強行・失敗した後、秀吉の命により蜂須賀家政は、浅野長政・加藤清正・福島正則らとともに豊臣上使衆の一人として、肥後国の検地を行う。翌一五八九（天正



▲天正17年竹瀬村検地帳(表紙)



▲天正17年竹瀬村検地帳(内部)

十七)年、蜂須賀家政は、阿波国において大々的に検地を実施した。この阿波の天正十七年検地は、平坦部だけでなく山間部も含めた阿波のほぼ全域で実施された。その特徴は、①石高記載、②一間 $\parallel$ 六尺五寸、一步 $\parallel$ 六尺五寸四方、一反 $\parallel$ 一〇畝 $\parallel$ 三〇〇歩、一町 $\parallel$ 一〇反であり、③田畠の石盛は、基本的には、上々・上・中・中下・下・下々の六等級が確認される。

よつて、この天正十七年検地は、太閤検地の施行原則を貫徹しており、蜂須賀家政が豊臣上使衆の一人として肥後検地を実施していることから見ても、準公検地と考えて差し支えない。阿波における石高制は、この天正十七年検地により確立した。

阿波では、この天正十七年検地帳をもとに慶長九年検地帳が作成され、土地基本台帳として、幕末まで、筆写され、付箋が貼られて使用された。



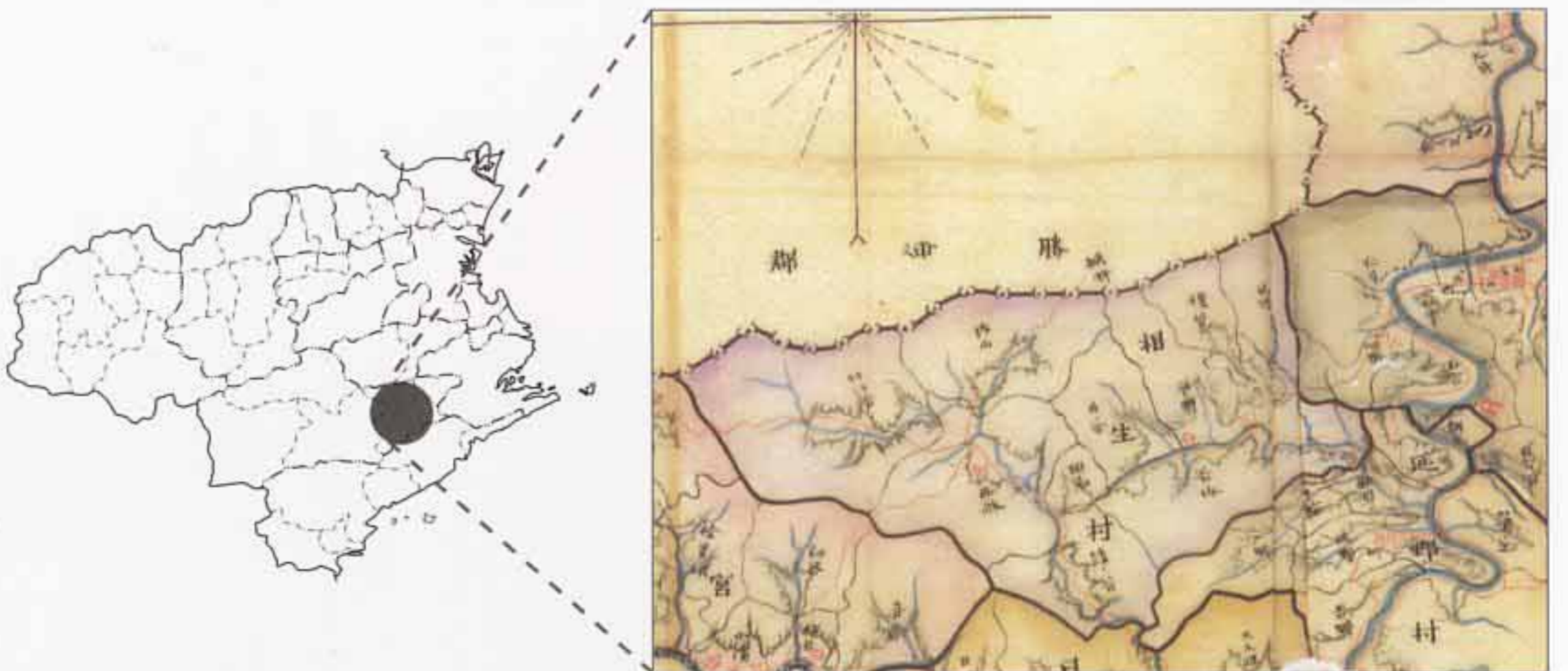
# 矩揃 (かねぞろえ)



■谷内村および近隣村の矩揃一覧

	谷内村 (文化15)	西納村 (文化15)	平野村上分 (文政元年)	平野村下分 (文政元年)
上々田	1石8斗	—	1石8斗	1石9斗
上田	1石6斗	1石4斗	1石7斗	1石8斗
上下田	1石4斗	1石2斗	1石5斗	1石6斗
中上田	1石2斗	1石1斗	1石3斗	1石4斗
中田	1石1斗	9斗	1石1斗	1石2斗
中下田	9斗	8斗	1石	1石
下上田	8斗	7斗	8斗	8斗
下田	6斗	6斗	6斗	6斗
下々田	5斗	5斗	5斗	5斗
下々下田	4斗	4斗	4斗	4斗
上畠	9斗	—	—	9斗
上下畠	8斗	—	8斗	8斗
中上畠	7斗	7斗	7斗	7斗
中畠	6斗	6斗	6斗	6斗
中下畠	5斗	5斗	5斗	5斗
下上畠	4斗	4斗	4斗	4斗
下畠	3斗	3斗	3斗	3斗
下々畠	2斗	2斗	2斗	2斗
下々下畠	1斗	1斗	1斗	1斗
山畠	6升	6升	6升	6升

徳島の検地帳の多くには、検地帳本文の後に村ごとの石盛(こくもり)を定めるために、矩揃(かねぞろえ)が記載されている。まず、那賀郡谷内村(現・那賀郡相生町谷内)の矩揃の記載を見てみよう。



▲那賀郡図(湯浅家文書)

このように近隣の村、さらには同じ村の中でも、土地の等級に対しての米の取れ高(石盛)は違っていた。同じ等級の田でも村によって違ってっており、上田を見ると一石四斗〜一石八斗と大きく異なっていた。検地帳の最後の部分にそのことを「矩揃」としてきちんと表示していた。このように、検地という作業は各村ごとにきめ細やかに行われていたのである。

「現在の徳島県での米の反あたりの収穫量は、平均三石一斗七升三合(約四七六キログラム)になっている。」



# 検地帳の記載例

**ホノギ** …田畠のある場所を示す地名

**地積** …田畠の面積

泉之本  
九畝拾貳歩

**名負人** …耕作地の保有権を法的に認められた百姓  
年貢納入義務を負う

甚太夫



上々畠

壹石貳斗貳升壹合九勺

## 土地の等級

…土地の善し悪しを示す

この上々畠の石盛は一石三斗

石盛(斗代ともいふ)

…田畠一反について反当たり公定収穫高をさす。  
検地の時期、地域により異なる。

## 石高

…その土地の米の公定収穫高  
(石高 $\parallel$ 石盛 $\times$ 地積)

一石二斗二升一合九勺

$\parallel$ 一石三斗 $\times$ 九畝十二歩

$\parallel$ 一石三斗 $\times$ 〇・九四反

※米がとれない土地でも米がとれたと仮定して、すべて米の収穫高として算定される。  
たとえば、家が建っているところも

居やしき

上畠 五畝

五斗五升

甚太夫

のように記載される。

※この検地帳の記載内容は、基本土地台帳として幕末まで筆写されて使用される。



慶長九辰年  
板野郡竹瀬村西尾兵衛様御拝知  
御検地帳写

文化七(一八一〇)年以降に写された西尾長兵衛給知分の慶長九年検地帳の写である。



張り紙拡大写真

地積部分と当主人(張り紙添付時の百姓)が書かれ、慶長九年検地帳の田畠は、現在、何という百姓のものかが分かるようにされている。



一頁目

張り紙がされた時期は不明であるが、二枚貼られている。

## 例 天正検地帳の基本石盛

上々田	一石五斗	上々畠	一石三斗
上田	一石四斗	上畠	一石一斗
中田	一石二斗	中畠	八斗五升
中下田	一石一斗	中下畠	六斗五升
下田	九斗	下畠	四斗五升
下々田	七斗	下々畠	三斗

## 面積の単位

- 一町 $\parallel$ 一〇反
- 一反 $\parallel$ 一〇畝 $\parallel$ 三〇〇歩
- 一畝 $\parallel$ 三〇歩

- ※一町 $\parallel$ 約一ヘクタール
- $\parallel$ 約一万平方米
- 一反 $\parallel$ 約一〇アール

## 容積の単位

- 一石 $\parallel$ 一〇斗
  - 一斗 $\parallel$ 一〇升
  - 一升 $\parallel$ 一〇合
  - 一合 $\parallel$ 一〇勺
  - 一勺 $\parallel$ 一〇才
- ※一石  $\parallel$  約一八〇リットル
- 一升  $\parallel$  約一・八リットル
- (参考) 米一斗  $\parallel$  約一五キログラム



# 住吉新田新田検地に 関わる古文書

## 住吉新田の検地について

住吉新田は、十七世紀中・後期に干拓された笹木野村の東側に広がる扇形の干潟であった。天明三(一七八三)年に阿波郡伊沢村「現阿波町」の伊沢亀三郎が干拓工事を始め、洪水などの被害により遅れたが、大坂の商人鴻池清助の出資を受け天明七(一七八七)年に耕地面積三十七町歩の新田を完成させた。その後所有権は移動していったが、弘化四(一八四七)年に初めて検地を受けたとされている。この実際の検地に際して出された文書を対岸の村である大松村の中財家の人が写したものと思われる。

## 御検地に付き、氏神の前にて

### 起請文前書きのいじり

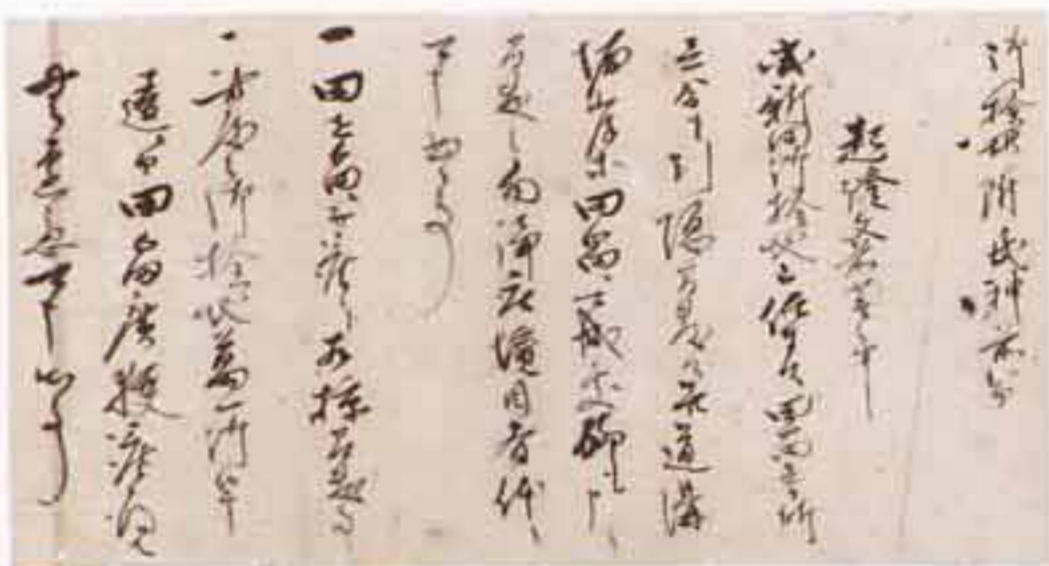
当新田(住吉新田)にご検地が仰せ付けられた。田畑は一カ所も一歩も隠すようなことはしないこと。また道・溝(用水路等)・堀・岸等を田畑にするようなことは少しもしないこと。

もちろん、村境もはつきりと申し出ること。

- 一 田を畑であると言って掠めるようなことはしないこと。
- 一 この度のご検地で、万一竿違い(土地の計り違い)があり、田畑の広い狭いがあった場合は、遠慮なく申し出ること。
- 一 この度お断り申し上げた、道・畦・用水・堀などに仰せ付けられた土地は、後年になって田畑にすることがないようにすること。
- 一 この度ご逗留中のお奉行様方は当然ですが、お竿打衆、ご家来衆まで草履、草鞋、雑子(人夫役もしくは粗末な食事)の外は、少しもお礼のようないじりはないこと。

この資料は、村の氏神(住吉神社か)の前で検地での間違いがないように、起請文を取り交わした文書の内、お互いの取り決めを書き記した前書き部分を写したものである。第四条に検地奉行以下役人へ賄賂などが無いように、その対応を厳しく記している。

〔起請文前書き事〕中財家文書二一〇



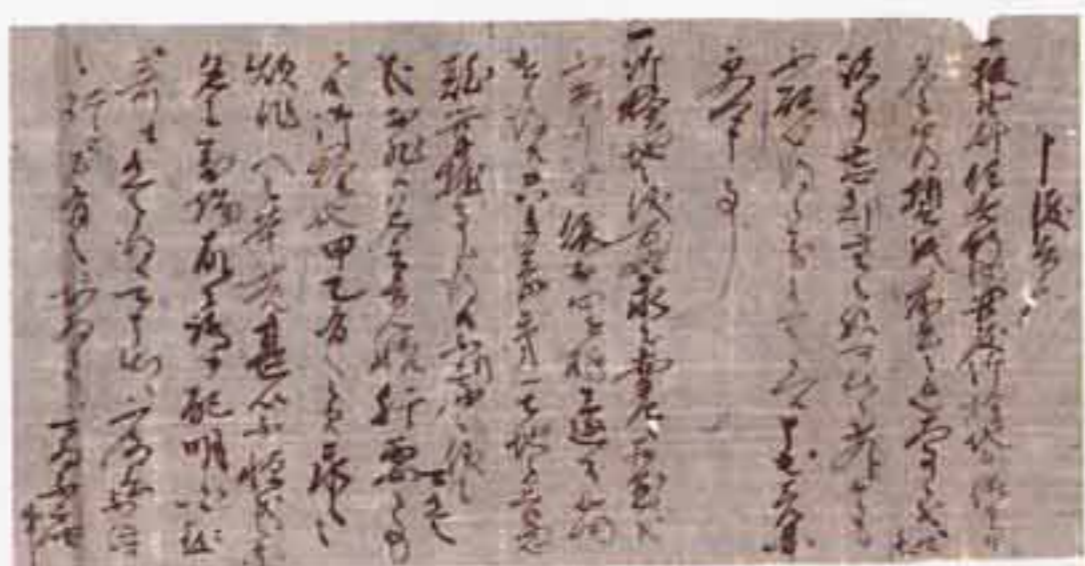
## 申渡覚

一 板野郡住吉新田が、この度御検地を仰せ付けられ、名主の心得は誓紙前書きの通り大事なことなので、すべて忘れることがないようにしなさい。少しでも心得にくいことがあれば指図を受けなさい。

一 御検地のことは百姓にとつてずっと気にかかることであり不安なことである。だから心して取り組んで行くが、ただ多くのことがあり、第一に土地の善し悪しをきちんと掌握することは難しく、不行届になることもあると思われる。だから名主の覚悟が肝心である。御検地に出来不出来があつては、後々まで煩わしいことになり、作人共の苦労はとても重いことになる。名主はすべてに心を配り、明白な問題が生じたときには申し出なさい。言うには及ばないことだが、不埒な申し出があるとすれば不届きなことであり処罰する。

### 【中略】

- 一 検地の際、戸外へ出るものについて、いつもの役目を勤める者以外、無用の者が出てくることは、絶対に止めなさい。
- 一 郷役の雑子(人夫役もしくは粗末な食事)、草履、草鞋以外、少しのお礼でもしてはいけない。もちろん、家来の者共へも前から申し付けてある。万一家来の理不尽な行動があつたならば、早速申し出なさい。そのことを隠しおいて後で分かつた場合は、あなた方が不届きなこととなり処罰の対象となる。
- 一 役人の旅宿へ名主の外、無用の人々の出入りは差し止める。もっとも、名主であっても用事が済んだならば、早速退出すること。
- 一 火の用心を堅く申し付けておく。
- 一 右の条文の通り、忘れないように、堅く心得ておくこと。

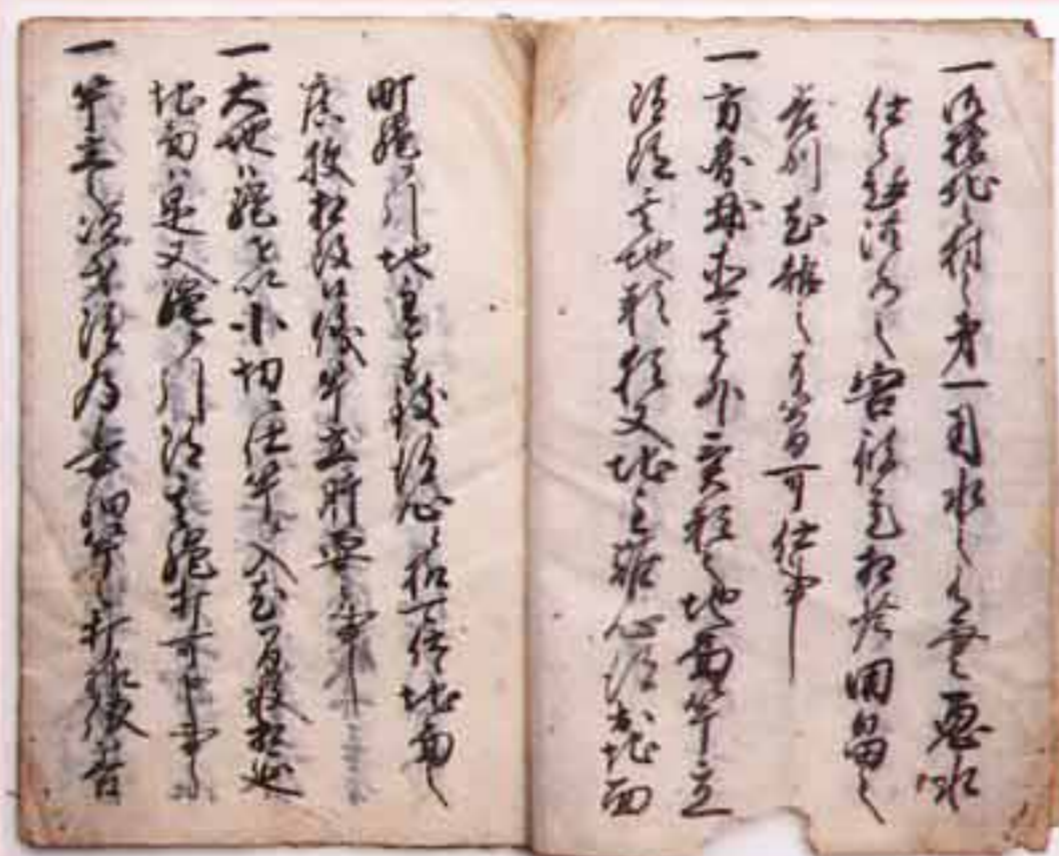


この資料は、住吉新田に実際に検地に入るに当たって、名主に対して心得を書き出したものである。先に紹介した起請文前書きを受けてさらに細かな名主の心得を書き出している。特に第六条で起請文前書きと同じく検地役人に対する賄賂の禁止を書き、さらに第七条でさらに検地役人に近づくことまで規制しており、幕末に近づいてもピリピリとした検地作業の現場が目に見えかねるようである。〔申渡覚〕中財家文書二〇七



# 検地の仕方

検地とは、田畠一筆ごとに検地縄と検地竿を使って土地の面積を測り、土地の善し悪し・灌漑の実態・前年の作物の生育状況等から、上々田・上田などと、その土地の等級を決め、その土地の生産力を米の収穫高として表示する石高を算出し、名請百姓を定めて検地帳に記載していく作業をいう。下の史料に書かれているように、検地は検地役人が一方的に実施したのではなく、百姓の了解を得ながら進めていたようである。



## 御両国御検地御作法之事

- 一 惣而御検地有之村々之義、其前年立毛之趣見分可仕事
- 一 御検地罷出候節、村中見分之上、土地之善悪相考置、竿始可仕事

御検地之村々、第一用水之有無、悪水仕之趣、洪水之害彼是相考、田畠之差別尤矩之了簡可仕事

## 一方円曲直之外異形之地面竿立

雖隨其地形、猶又地主難心得於地面町繩ヲ引地主とも致得心候様可仕候、地面之広狭相改候儀竿立肝要之事

- 一 大地ハ繩を以小切ニ仕竿ヲ入、尤間数相延□
- 一 地面ハ是又繩ヲ引、隨其繩打可申事

## 竿立之次第雖為委細、竿之打様依善

悪余田不足地有之事ニ候故、竿ニハ兩手を懸ケ腰ヲ折右之膝ヲ突、竿先不曲候様打可申旨、竿打之者ともニ可申付候、竿立竿打悪敷、縦ハ壹反之地壹歩広ク成候へハ壹歩之御年貢百姓永代作取仕、亦壹反之地壹歩狭ク成候へハ壹歩之無地方御年貢永代百姓まとい申段、彼是ヲ以無物躰仕合、不安義ニ候事

### 【後略】

〔御両国御検地御作法之事〕出原家文書九三

- 一 すべて検地をする村々については、前年の作物の生育状況を立ち会い検査すること。
- 一 検地に出かけた時は、村全体を見た上で、土地の善し悪しを考慮して竿を入れること。

検地をする村々については、用水の有無、排水の状況、洪水の害など、いろいろ考えて、田畠の品位、特に石盛の基準を決定する(1)。

- 一 方形・円形・曲線・直線のほか特異な地形の土地の検地は、その地形にしたがって計測するけれども、地主が納得しない土地は検地縄を引いて、地主共が承服するように検地をせよ。土地の広さ・狭さを再調査する場合も竿できちんと測ることが大事である。
- 一 広い土地は検地縄で小さく分割して竿で測れ。長さが長い土地も検地縄を引いて、縄に沿って竿で測ること。

## 検地竿の立て方の善し悪しにより、実際の

土地より広くなったり狭くなったりする。そこで、竿には両手をかけ、腰を折り、右の膝を突き、竿先が曲がらないように測れと竿打ちの者共に申し付けるべし。検地の仕方が悪く、例えば一反の土地で一步広くなれば、一步の年貢を百姓が永代作り徳になり、逆に一步狭くなれば、実際には一步の土地が無いにもかかわらず、百姓はその年貢を永代払い続けねばならなくなる。あれこれ無駄になるのが惜しく、心配である。

### 【後略】



## 展 示 品 目 録

No.	標 題	年 代	備 考
検地とは 一天正検地帳と慶長検地帳・矩揃一			
1	板東郡之内竹瀬村御検地帳	天正17年	キノウ00037
2	那西郡之内古仁宇村御検地帳(天正17年)	元禄4年	アキモ00354
3	那東郡新庄之内芳崎村検地帳(天正17年)	(不明)	小松島市蔵
4	板東郡内竹瀬村検地帳	慶長7年	キノウ00102
5	御検地帳(慶長8年)	元禄11年	エント00001
6	板野郡竹瀬村西尾長兵衛様御拝地御検地帳	文化7年(慶長9年)	キノウ01703
7	阿波御国板東郡竹瀬村御検地帳(慶長9年)	正徳2年	キノウ00036
8	那賀郡楠淵村御検地帳(慶長9年)	正徳元年	小松島市蔵
9	那賀郡西納村御検地帳	文化15年	エント00778
10	那賀郡平野村御検地帳	文政元年	エント00003
11	那賀郡谷内村御検地帳	文化15年	エント00004
検地と石高制			
12	蜂須賀阿波守(判物 写)	元和3年	ハチス00001
13	西尾団左衛門(宛行状)	明暦3年	ハチス00003
14	知行高役付目録	明暦3年	ハチス00004
15	御判物御領地目録御写目録	天保10年	ハチス00046
16	御両国之絵図(阿波国分)(複製)	(元禄期)	国立史料館蔵
17	日開村絵図(給知絵図)(複製)	文久3年	個人蔵
検地の実際			
18	御検地御検見式方写	元禄10年	タケタ00340
19	御両国御検地御作法之事	(元禄期)	テハラ00093
20	蓬庵(書簡 徳命村検地指令の件)	(近世前期)	ムトウ01611
21	覚(検地帳作成雛形)	(近世中期)	タケタ00356
22	申渡覚(御検地 名主心得書)	(近世後期)	ナカサ00207
23	御検地ニ付氏神前ニ而起請文前書之事	(近世後期)	ナカサ00210
24	御蔵御検地順道草稿	安政5年	キノウ00032
農書と算法			
25	算術法立之控(写本)	寛政3年	キノウ00756
26	田地算法記(関流算法 写)	慶応4年	ナカサ00405
27	再版農業全書	文化12年	ニシノ02971

\*期間中展示品保護のため、入れ替えることがあります。

### ● 歴史講演会

## 「近世村落の田畑と里山」

— 阿波寛文郷帳にある「はへ山」・「芝山」から江戸時代の里山景観に迫る —

講 師 水本 邦彦氏(京都府立大学教授)

日 時 11月10日(日) 14時~16時

ところ 文化の森総合公園 21世紀館イベントホール

定 員 200名(先着順)

編集・発行 徳島県立文書館  
 〒770-1000 徳島市八万町向寺山  
 電話 〇八八(六六八)三七〇〇

印刷 原田印刷出版株式会社  
 〒770-1903 徳島市西大工町四ノ五  
 電話 〇八八(六二二)二三五六

平成十四年十月二十九日 発行

第二十五回 企画展  
**近世社会を創出した文書**  
**検地帳**